

○日進市附属機関の設置に関する条例

平成26年12月19日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関(前条の附属機関をいう。以下同じ。)の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員(以下この条において「委員」という。)の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの(以下「旧附属機関」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該

諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日到新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

附 則(平成28年12月22日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通計画」に改める改正規定は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第2条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市	日進市名誉市	名誉市民の推挙	10人以内	(1) 学識経験を有する者	審査期

長	民推挙委員会	について調査審議すること。		(2) その他市長が必要と認める者	間
	日進市訴訟支援審査委員会	損害賠償請求訴訟の遂行に対する支援及び当該訴訟に係る補助金の交付について調査審議すること。	3人	(1) 弁護士 (2) 公務員経験者 (3) 学識経験を有する者	2年
	日進市姉妹・友好都市委員会	姉妹・友好都市提携の推進について調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 各種団体の役職員 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 公募の市民 (5) その他市長が必要と認める者	2年
	日進市市民自治活動推進補助金審査会	補助金の交付について調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 中間支援組織の役職員 (3) その他市長が必要と認める者	審査期間
	日進市市民自治活動推進事業選定委員会	受託候補者について調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 中間支援組織の役職員 (3) その他市長が必要と認める者	審査期間
	日進市地域公共交通会議	地域公共交通計画の作成及び変更について調査審議すること。	24人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募の市民 (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織	2年

			する団体の代表者 (5) 鉄道事業者 (6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者	
日進市地球温暖化対策地域協議会	市民、事業者及び市の共働の下に、地球温暖化に関して必要な取組等について調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 事業者 (3) 公募の市民 (4) その他市長が必要と認める者	2年
日進市環境基本計画策定委員会	日進市環境基本計画策定に関し必要な事項について調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 事業者 (3) 公募の市民 (4) その他市長が必要と認める者	審査期間
日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	一般廃棄物処理基本計画の策定について調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 事業者 (3) 公募の市民 (4) 区長会の代表者 (5) 関係行政機関の職員	審査期間
日進市いきいき健康プランにっしん21推進委員会	いきいき健康プランにっしん21計画の策定及び施策について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 各種団体の代表者 (3) 公募の市民	2年
日進市わたしのまちのしあ	日進市地域福祉計画に関するこ	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長経験者	2年以内

わせづくり委員会	と。		(3) 民生委員児童委員の代表者 (4) 市民活動団体構成員 (5) 教育機関構成員 (6) 社会福祉関係事業者 (7) 公募の市民 (8) その他市長が必要と認める者	
日進市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第8項及び第89条の3第2項の規定に関すること。	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 障害者等を支援する者 (3) 相談支援事業者 (4) 障害福祉サービス事業者 (5) 保健・医療関係支援者 (6) 教育関係支援者 (7) 障害者就労支援者 (8) 権利擁護支援者 (9) 公募の市民 (10) その他市長が必要と認める者	3年以上
日進市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所の可否等に関する事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 地域医師 (2) 老人福祉施設長 (3) 保健所長 (4) 市職員	3年
日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく日進市介護保	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健・医療・福祉関係者 (3) 介護サービス、介護予防サービスの事業者 (4) 介護保険被保険者(公	3年以上

		険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく日進市高齢者福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議	募の市民) (5) その他市長が必要と認める者	
--	--	--	---------------------------------------	--

	すること。				
日進市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送に必要な事項を調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が推薦する職員 (3) 地域福祉関係者 (4) 地域ボランティア関係者 (5) 有償運送利用者 (6) タクシー事業者の代表者 (7) タクシー協会の代表者 (8) タクシー運転者が組織する団体の代表者 (9) 日進市において福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者 (10) 市職員	2年	
日進市社会福祉法人審査委員会	特別養護老人ホームの設置について必要な事項を調査審議すること。	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生・児童委員の代表者 (3) 社会福祉協議会の代表者 (4) 市職員	審議期間	
日進市社会資本整備総合交付金評価委員会	社会資本総合整備計画の評価に関する事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	審議期間	

	日進市食育推進委員会	日進市食育推進計画の推進について必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 各種団体の代表者 (3) 公募の市民 (4) その他市長が必要と認める者	2年
教育委員会	日進市立小中学校適正規模等検討委員会	市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項を調査審議すること。	14人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長会の代表者 (3) 小中学校PTAの代表者 (4) 小中学校長の代表者 (5) 公募の市民 (6) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内
	日進市教育振興基本計画策定委員会	教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項について調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長会の代表者 (3) 市内幼稚園の関係者 (4) 市内小中学校の関係者 (5) 市内高等学校の関係者 (6) 社会教育の関係者 (7) 公募の市民 (8) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内
	日進市スポーツ振興基本計画策定委員会	日進市スポーツ振興基本計画に関する事項について調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会の関係者 (3) 各種団体の代表者 (4) 公募の市民	2年

○日進市教育委員会附属機関の設置に関する規則

平成27年3月3日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例(平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、教育委員会の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 附属機関は、教育委員会の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

2 附属機関は、前項に規定するほか、教育委員会の求めにより、条例別表に定めるその担任する事務について調査、審議等を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 附属機関に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は附属機関を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 附属機関に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 附属機関の庶務は、別表に定める部課等において処理をする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月12日教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月8日教委規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

附属機関の名称	庶務担当の部課等
日進市立小中学校適正規模等検討委員会	生涯学習部学習政策課
日進市教育振興基本計画策定委員会	生涯学習部学習政策課
日進市スポーツ振興基本計画策定委員会	生涯学習部学び支援課